

協議第 1 3 号

条例・規則等の取扱い（協定項目 1 1 ）について

条例・規則等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	1 1 条例・規則等の取扱い	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>条例・規則等については、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、事務事業に支障がないよう整備するものとする。</p>				
<p>条例・規則等の整備方針</p> <p>新しい自治体発足時には、東村、吾妻町の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなるため、新しい自治体において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。</p> <p>施行の方法による区分</p> <p>(1) 合併と同時に首長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させる必要があるもの 新設合併であるため、新しい自治体発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなるため、新たに条例・規則等を制定し、施行させる。 制定手続による分類 条例：制定権者（首長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項） 規則、その他：制定権者（首長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）</p> <p>(2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 新しい自治体の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域（旧町村）に施行されていた条例・規則等を新しい自治体において引き続き施行させる。（地方自治法施行令第3条）</p> <p>(3) 合併後、逐次制定し施行させることとするもの (ア) 首長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が首長にない条例、各行政委員会の規則等） (イ) 新しい自治体発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し施行させるもの</p>					